

第3章	災害応急対策計画 .....	1
第1節	災害発生直前活動 .....	1
第2節	災害情報の収集・連絡活動 .....	20
第3節	非常参集職員・災害対策本部の活動 .....	21
第4節	広域相互応援活動 .....	30
第5節	ヘリコプターの運用計画 .....	30
第6節	自衛隊災害派遣活動 .....	30
第7節	救助・救急・医療活動 .....	30
第8節	水防活動 .....	31
第9節	要配慮者に対する応急活動 .....	33
第10節	緊急輸送活動 .....	33
第11節	障害物の処理活動 .....	33
第12節	避難受入れ活動 .....	33
第13節	孤立地域対策活動 .....	33
第14節	食料品等の調達供給活動 .....	33
第15節	飲料水の調達供給活動 .....	33
第16節	生活必需品の調達供給活動 .....	33
第17節	保健衛生、感染症予防活動 .....	34
第18節	遺体の捜索及び処置等の活動 .....	34
第19節	廃棄物の処理活動 .....	34
第20節	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動 .....	34
第21節	危険物施設等応急活動 .....	34
第22節	上水道施設応急活動 .....	34
第23節	下水道施設応急活動 .....	34
第24節	通信・放送施設応急活動 .....	34
第25節	その他ライフライン施設応急活動 .....	35
第26節	災害広報活動 .....	35
第27節	土砂災害等応急活動 .....	35
第28節	建築物災害応急活動 .....	35
第29節	道路及び橋梁応急活動 .....	35
第30節	河川施設等応急活動 .....	36
第31節	災害の拡大防止と二次災害の防止活動 .....	37
第32節	ため池災害応急活動 .....	37
第33節	農林水産物災害応急活動 .....	37
第34節	文教活動 .....	37
第35節	飼養動物の保護対策 .....	37
第36節	ボランティア等の受入体制 .....	37
第37節	労務供給計画 .....	37
第38節	義援物資、義援金の受入体制 .....	37
第39節	災害救助法の適用 .....	37

## 第3章 災害応急対策計画

### 第1節 災害発生直前活動

風水害については、災害発生の危険性をある程度は予測することが可能であり、被害を軽減するためには、気象警報・注意報等の市民に対する伝達、迅速な避難誘導等、災害の未然防止活動等の災害発生直前の活動が極めて重要である。特に、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう対策を行うことが必要である。

#### 主な活動

- 情報を市民に迅速に伝達する。
- 適切な避難誘導を実施する。
- 災害の未然防止活動を行う。

#### 第1 警報等の種類及び発表基準

##### 1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、現象の危険度と、雨量、風速等の予測値を時間帯ごとに明示して、市町村ごとに発表される。なお、特別警報が発表された場合、数十年に一度しかないような非常に危険な状況にあり、市民は市等からの情報に留意し、ただちに命を守る行動をとる必要がある。

##### 特別警報・警報・注意報の概要

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪等により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報

(1) 特別警報発表基準

ア 雨を要因とする特別警報の指標

【大雨特別警報（浸水害）】

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域毎に設定し、以下の（ア）又は（イ）を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（1時間に概ね30mm以上の雨）がさらに降り続けると予想される市町村等に大雨特別警報（浸水害）を発表。

（ア）表面雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね30個以上まとまって出現。

（イ）流域雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね20個以上まとまって出現。

【大雨特別警報（土砂災害）】

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10個以上まとまって出現すると予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（1時間に概ね30mm以上の雨）がさらに降り続けると予想される場合、その格子が出現している市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表。

イ 台風等を要因とする特別警報の指標

「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧910hPa以下又は最大風速60m/s以上とする。

台風については、指標（発表条件）の中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における、暴風の警報を、特別警報として発表する。

温帯低気圧については、指標（発表条件）の最大風速と同程度の風速が予想される地域における、暴風（雪を伴う場合は暴風雪）の警報を、特別警報として発表する。

ウ 雪を要因とする特別警報の指標

府県予報区程度の広がりを持って50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に、大雪特別警報を発表する。

各地の50年に一度の積雪深と既往最深積雪深一覧（令和4年11月21日現在）

府県予報区	地点名	50年に一度の積雪深(cm)	既往最深積雪(cm)
長野県	長野	66	80
長野県	松本	57	78
長野県	諏訪	58	69
長野県	軽井沢	77	99
長野県	飯田	*46	81
長野県	野沢温泉	387	353
長野県	信濃町	206	176
長野県	飯山	291	257
長野県	小谷	288	251
長野県	白馬	195	187
長野県	大町	116	117
長野県	菅平	158	152
長野県	開田高原	140	115

- 注1) “\*”が付いている地点は、積雪深ゼロの年もあり、50年に一度の値の信頼性が低いため、参考値として扱う。
- 注2) 50年に一度の値は過去の観測データから推定した値である。
- 注3) 大雪特別警報は、府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつその後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に発表される。個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報が発表されるわけではないことに留意。

(2) 警報発表基準（駒ヶ根市）（資料：長野地方気象台 令和3年6月8日現在）

種類		発表基準	
大雨	浸水害	表面雨量指数基準	10
	土砂災害	土壌雨量指数基準	126
洪水		流域雨量指数基準	大田切川流域=15.2、塩田川流域=3.6、大曾倉川流域=5.2、下間川流域=4、田沢川流域=3.9、上穂沢川流域=6.2、中田切川流域=8.9
		複合基準	—
暴風		平均風速	17m/s
暴風雪		平均風速	17m/s 雪を伴う
大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ 20cm

(3) 注意報発表基準（駒ヶ根市）（資料：長野地方気象台 令和2年8月6日現在）

種類		発表基準	
大雨	浸水害	表面雨量指数基準	6
	土砂災害	土壌雨量指数基準	90
洪水		流域雨量指数基準	大田切川流域=12.1、塩田川流域=2.8、大曾倉川流域=4.1、下間川流域=3.2、田沢川流域=3.1、上穂沢川流域=4.9、中田切川流域=7.1
		複合基準	下間川流域= (6, 2.6)
暴風		平均風速	13m/s
暴風雪		平均風速	13m/s 雪を伴う
大雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ 10cm
雷		落雷等により被害が予想される場合	
融雪		1.積雪地域の日平均気温が10℃以上 2.積雪地域の日平均気温が6℃以上で日降水量が20mm以上	
濃霧		視程	100m
乾燥		最小湿度20%で実効湿度55% ※1	
なだれ		1.表層なだれ： 積雪が50cm以上あって、降雪の深さ20cm以上で風速10m/s以上。または、積雪が70cm以上あって、降雪の深さ30cm以上 2.全層なだれ： 積雪が70cm以上あって、最高気温が平年より5℃以上高い、または日降水量が15mm以上	
低温		夏季：平均気温が平年より4℃以上低く、かつ最低気温15℃以下（高冷地で13℃以下）が2日以上続く場合。 冬季：最低気温-11℃以下（高冷地で-17℃以下）	
霜		早霜・晩霜期に最低気温 2℃以下	
着氷		著しい着氷が予想される場合	
着雪		著しい着雪が予想される場合	
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm

※1 湿度は飯田特別地域気象観測所の値

## 2 水防法に基づく警報等

### (1) 指定河川洪水予報

気象業務法第14条の2第2項又は第3項の規定により、長野地方気象台は、水防法第10条第2項又は第11条第1項の規定により指定された河川について、天竜川上流河川事務所又は長野県と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは、当該河川の水位又は流量等の状況を示して水防活動の利用に適合する警報等を発表する。

種類	標題	概要
洪水 警報	氾濫発生情報	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき、氾濫が継続されているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水 注意報	氾濫注意水位	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

(2) 避難判断水位到達情報及び氾濫危険水位到達情報

水防法に基づき、国土交通大臣又は知事はその指定した河川について、水位又は流量を示して発表する水位情報をいう。

区 分	発 表 基 準
避難判断水位到達情報	対象水位観測所の水位が避難判断水位に到達したとき。
氾濫危険水位到達情報	対象水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したとき。

(3) 水防警報

水防法に基づき、国土交通大臣又は知事はその指定した河川について、水防活動のために発表する警報をいう。

区 分	発 表 基 準
水防警報	水位が氾濫注意水位に達し、上昇のおそれがあり、水防活動の必要が予測されたとき。(通知内容は別節「水防活動計画」参照のこと。)

### 3 消防法に基づく警報等

(1) 火災気象通報

消防法第22条の規定により、気象状況が火災の予防上危険と認められるときに長野地方気象台が長野県知事に対して行う通報をいう。

区 分	発 表 基 準
火災気象通報	長野地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。 ただし、実施基準に該当する地域及び時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、通報を実施しない場合がある。

(2) 火災警報

消防法に基づき、一般に警戒を促すために発表する警報をいう。

区 分	発 表 基 準
火災警報	前項(1)の発表基準に準じる。

#### 4 その他の情報

(1) 大雨警報・洪水警報の危険度分布（キキクル）等

警報の危険度分布（キキクル）等の概要

種 類	概 要
大雨警報 (土砂災害)の 危険度分布 (土砂キキクル)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫): 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤): 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄): ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
大雨警報 (浸水害)の 危険度分布(浸水キキクル)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水警報の 危険度分布 (洪水キキクル)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫): 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤): 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄): ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

流域雨量指数の 予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。
----------------	--

(2) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（長野県北部・中部・南部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(3) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予測、防災上の注意を解説する場合等に発表される。雨を起因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する長野県気象情報」、「顕著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

(4) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度がさらに高まった時、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、長野県と長野地方気象台が共同で発表する。なお、これを補足する情報として、実際に危険度高まっている場所は大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(5) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中の市町村において、危険度分布（キキクル）の「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。長野県の雨量による発表基準は、1時間100ミリ以上の降水が観測又は解析されたときである。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度高まっている場所を危険度分布（キキクル）で確認する必要がある。

(6) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（長野県北部・中部・南部）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が、天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。この情報の有効期間は発表から概ね1時間である。

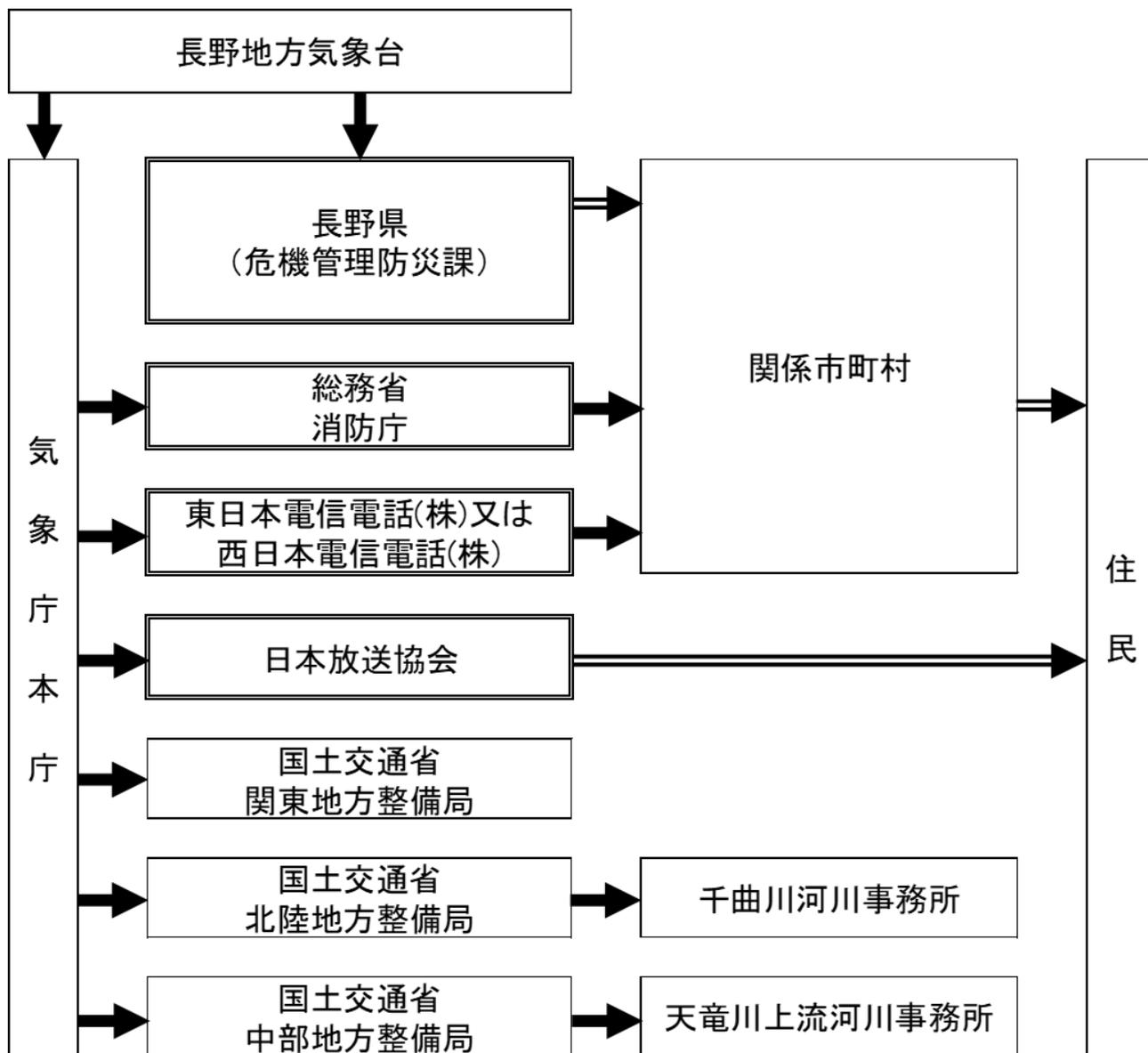
5 警報等を発表及び解除する機関

警報等の種類	発表機関名	対象区域
気象注意報 気象警報 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台	県全域あるいは一部
天竜川上流洪水予報	長野地方気象台 国土交通省 天竜川上流河川事務所	共同 国土交通大臣が定めた河川 （「洪水予報指定河川」という）
水防警報	国土交通省 天竜川上流河川事務所	国土交通大臣が指定した河川 （「国の指定河川」天竜川）
	伊那建設事務所	知事が指定した河川 （「県の指定河川」天竜川）
火災気象通報	長野地方気象台	県全域あるいは一部
火災警報	上伊那広域連合長	駒ヶ根市域
避難判断水位到達情報、 氾濫危険水位到達情報	国土交通省 天竜川上流河川事務所、 伊那建設事務所	国土交通大臣、知事が指定した河川 （「国の指定河川」 「県の指定河川」天竜川）
土砂災害警戒情報	長野地方気象台 長野県建設部	共同 県全域あるいは一部
記録的短時間大雨情報	気象庁	県全域
竜巻注意情報	気象庁	県全域
全般気象情報	気象庁	全国
関東甲信地方気象情報	気象庁	関東甲信地方
長野県気象情報	長野地方気象台	長野県

## 第2 警報等の伝達系統及び実施方法伝達要領

### 1 各機関からの伝達系統

(1) 気象警報、注意報及び情報

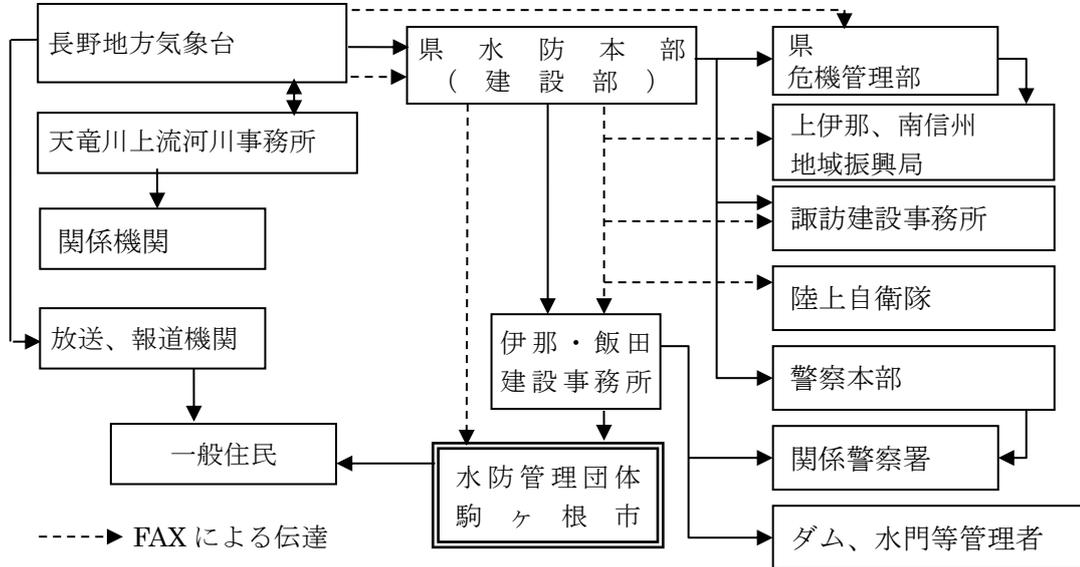


注1 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1項の規定に基づく法定伝達先。

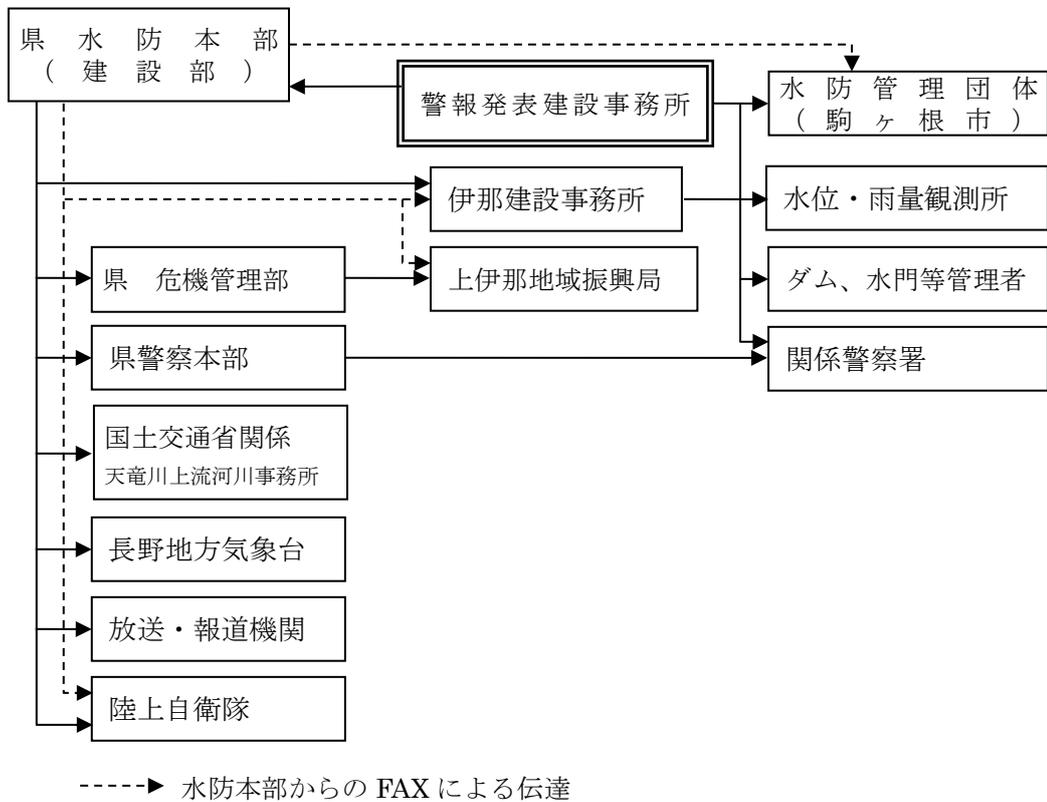
注2 二重線の経路は、気象業務法第15条の二第2項、第4項及び第5項によって、特別警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。

(2) 水防警報等

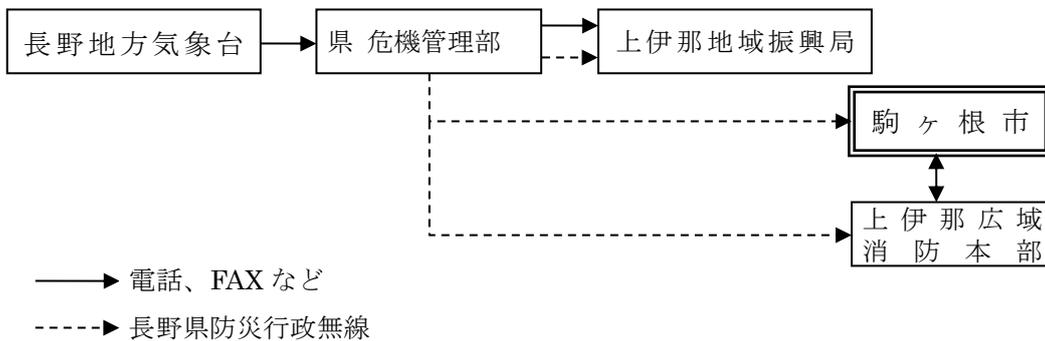
ア 洪水予報指定河川（天竜川）に対する洪水注意報及び洪水警報



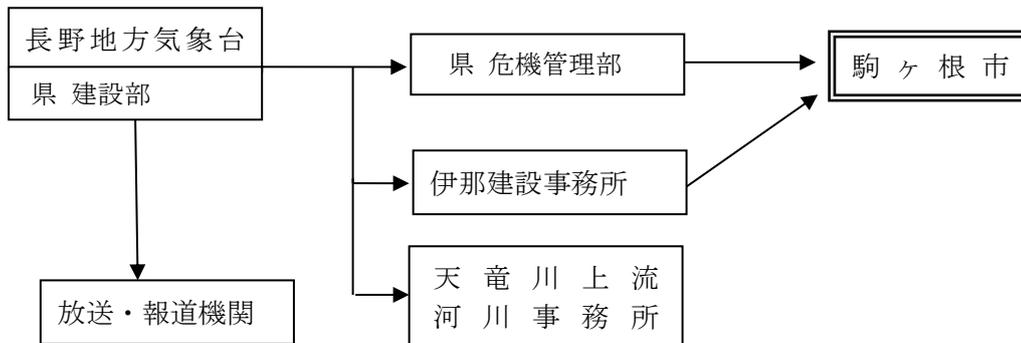
イ 水防警報（県知事が行うもの）



(3) 火災気象通報



(4) 土砂災害警戒情報

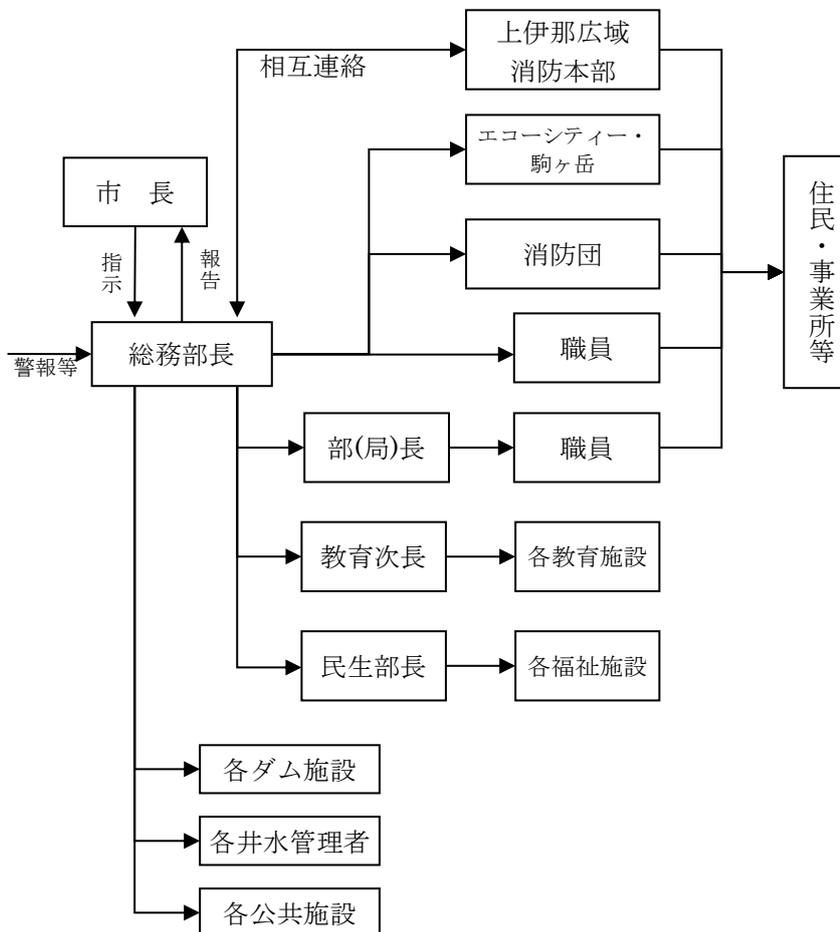


## 2 市における伝達系統

### (1) 水防警報等

#### ア 勤務時間内における伝達

#### (ア) 伝達系統

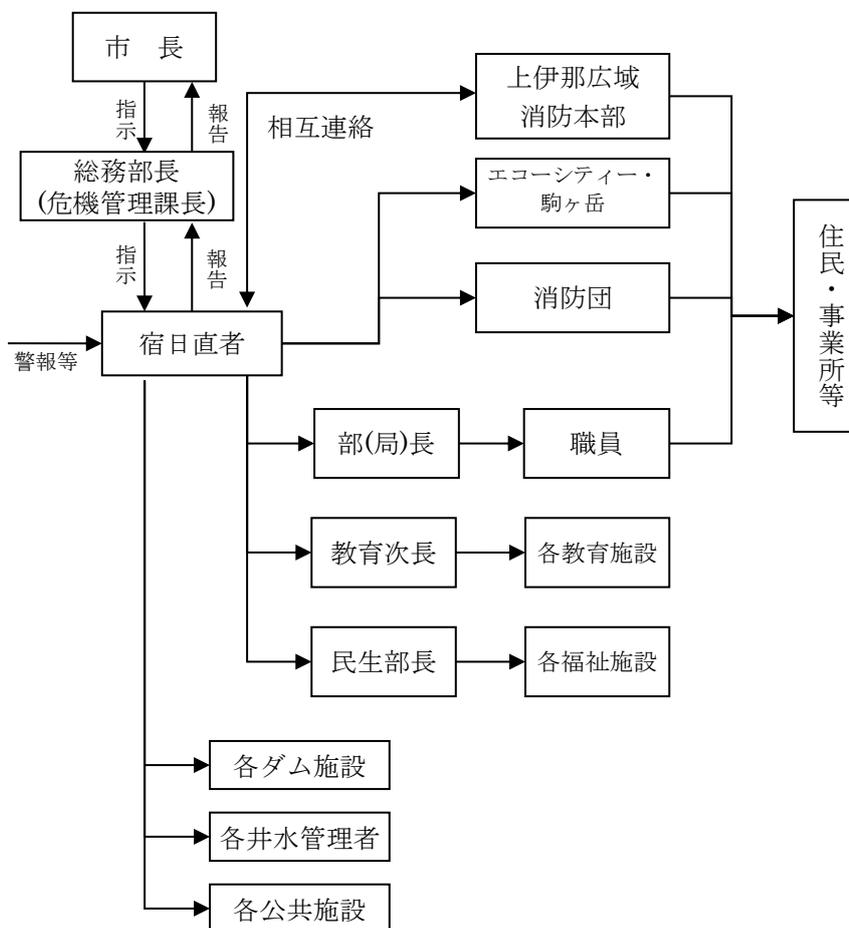


#### (イ) 伝達要領

- a 県防災無線により通知された気象予警報等は、総務部長が受領する。
- b a により気象予警報等を受領したときは、必要に応じて庁内放送により職員に周知する。
- c 総務部長は、受領した気象予警報等を必要に応じて防災行政無線、音声告知放送及び広報車により市民に伝達する。
- d 通知を受けた各部（課、局、署、所）長は、関係機関、公共施設の監視員等に直ちに連絡する。

イ 休日、勤務時間外における伝達

(ア) 伝達系統



(イ) 伝達要領

- a 県防災無線により通知された気象予警報等は、日・宿直者が受領する。
- b 日・宿直者は、気象予警報等を受領したときは、直ちに総務部長又は危機管理課長に報告し指示を受け、消防署等関係機関に通報するとともに必要な職員を動員する。
- c 危機管理課長より連絡を受けた総務対策部危機管理班は、音声告知放送、広報車等により市民に伝達する。

(2) 火災警報

- ア 総務部長は、市長から火災警報の指示を受けたときは、直ちに上伊那広域消防本部及び消防団長へ連絡する。
- イ 市民への伝達は、市防災行政無線、音声告知放送、広報車、メール等により伝達する。
- ウ アにより連絡を受けた消防団長は、直ちに分団長を通じて団員に伝達する。

(3) 凍霜害警報

- ア 情報等により伝達された凍霜害警報の発令は、産業部長の指示により直ちに上伊那農業

協同組合駒ヶ根支所長に連絡する。

イ アにより連絡を受けた上伊那農業協同組合駒ヶ根支所長は、直ちに放送する。

(4) 予警報等の伝達責任者

気象予警報、水防警報及び火災警報の伝達責任者は、次のとおりである。

警 報 名	責 任 者
気 象 予 警 報 水 防 警 報	総 務 部 長
火 災 警 報	上伊那広域消防本部
凍 霜 害 警 報	産 業 部 長

### 第3 避難誘導対策

風水害の発生のおそれがある場合には、防災気象情報等を十分把握するとともに、河川管理者、水防団等と連携を図りながら気象情報等に十分注意し、重要水防区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行い、危険がある場合または危険が予想される場合は、住民に対して避難のための避難指示等を発令するとともに、適切な避難誘導活動を実施するものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

また、避難行動要支援者については高齢者等避難の伝達を行うなどの、避難支援計画に沿った避難支援を行うものとする。

当日及び前日までの降水量等の気象状況等から、災害発生の危険性があると判断した場合は、時間帯や利用者数等を総合的に判断し、要配慮者利用施設に対して連絡・通報を行うものとする。

また、必要に応じて、自主防災組織・住民等の協力を得て避難誘導活動を実施する。

- 1 避難の指示等を出す場合は、避難所の開設を確認する。
- 2 避難指示等の伝達は、あらゆる広報手段を通じて、迅速かつ的確に行う。
- 3 情報の伝達、避難誘導の実施に当たっては、高齢者、身体障がい者等の要配慮者に対して配慮する。(共通対策編第3章第11節「避難受入れ活動及び情報提供活動」参照)
- 4 住民に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。
- 5 災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣のより安全な場所」への待避や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。
- 6 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行

うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

- 7 災害時または災害が発生するおそれのある場合には、必要に応じ指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し住民等に対して周知徹底を図るものとする。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て避難所とするものとする。
- 8 住民に対する高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達に当たっては、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、Ｌアラート（災害情報共有システム）、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。
- 9 避難指示等を解除をする場合には、十分に安全性の確認に努める。
- 10 災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開放するよう努めるものとする。
- 11 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。
- 12 特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。
- 13 要配慮者利用施設の管理者は、自らも気象情報の収集を行うなど、自主的な防災活動に努めるものとする。また、災害が発生するおそれのある場合は、市町村、自主防災組織等と連携し、避難誘導等を実施するものとする。

#### 第4 災害の未然防止対策

市長は、危険箇所等の巡視や事前配備を行い、災害未然防止活動を実施するとともに、各施設の緊急点検や円滑な応急復旧体制へ移行するための事前の確認を行う。

- 1 職員への待機命令等動員体制の事前準備
- 2 防災無線、緊急車両等防災用設備・機材の点検
- 3 避難所等防災上重要な施設を中心とした公共施設の緊急点検の実施
- 4 円滑な応急対策実施のための各部分掌事務の再確認
- 5 本章第3節「非常参集職員・災害対策本部の活動」に基づく、防災中枢機能等の確保

## 第5 市民等が異常現象を発見した時の措置

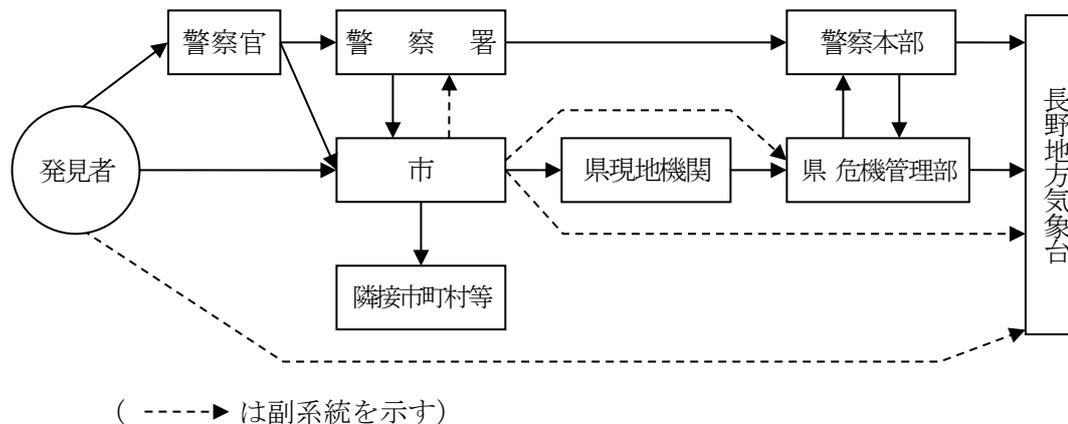
気象台等の関係機関から発表された予警報等の内容に対応するものを除き、気象・水象あるいは地象に関し異常現象を発見した者は、災害の拡大を未然にとどめるため、その発見場所、状況、経過等できるだけ具体的な情報を次により速やかに通報しなければならない。

### 1 通報を要する異常現象

- (1) 気象関係  
強い突風、竜巻、強い降ひょう、激しい雷雨等いちじるしく異常な気象現象
- (2) 水象関係  
河川や湖沼の水位の異常な上昇
- (3) 地象関係  
山くずれ、地割れ、土地の上昇、沈下、陥没等の地形変化

### 2 異常現象発見時の通報系統

#### (1) 通報系統



#### (2) 通報要領

- ア 災害が発生あるいは拡大するおそれがある異常な現象を発見した者は、自己又は他人により市長若しくは警察官に、速やかにその情報を通報する。
- イ 通報を受けた市長あるいは警察官は、(1)の通報系統によりそれぞれ関係の機関に通報するとともに、できるだけその現象を確認し事態の把握に努める。  
その際市長は、上伊那地域振興局あるいは伊那建設事務所、伊那保健福祉事務所等の県現地機関へ、またその影響が及ぶと思われる隣接市町村へ通報する。
- ウ その他の関係機関は、(1)の通報系統によりそれぞれ関係の機関に速やかに通報することにより、長野地方気象台が事態を掌握する。

### 3 非常通信による方法

本市の所有する通信手段がすべて使用不能又は困難となった場合には、非常通信によるものとし、近隣の使用可能な通信手段をもつ機関に通信を依頼する。

方法は、所定の通報用紙にあて先、本文、発信人等を記載し依頼する。

#### (1) 非常通信

「非常通信」とは、電波法上、「地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動、その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の援助、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信」(第52条第4号)と規定されている。

さらに、次項の非常通信協議会では、非常時において用いられる必要な通信に有線系も取り込んで活動していることから、無線・有線を問わず非常時において必要な通信を総称して、「非常通信」と呼ぶ。

#### (2) 非常通信協議会

非常の場合の無線・有線通信の円滑な運用を図ることを目的として、総務省が中心となり、警察庁、防衛省、国土交通省、海上保安庁、気象庁、消防庁、東日本電信電話(株)、KDD I(株)、ソフトバンク(株)、NHK、電力各社、都道府県、市町村、その他主要な無線局の免許人等、非常通信に関係の深い者により構成されている。

## 第6 土砂災害前兆現象の把握と対応

市は、関係機関から通知された気象予警報等及び気象状況に注視し、必要に応じて、消防団及び自主防災組織等の協力を得て、土砂災害の前兆現象の把握に努める。

- 1 市は、前兆現象を把握した場合、前兆現象の種類や現地の状況に応じて土砂災害の危険性や緊急性判断し、必要に応じて、市民に対して自主避難の呼びかけ又は準備情報の伝達を行う。
- 2 市は、切迫した前兆現象を把握した場合、速やかに避難指示を発令する。
- 3 市は、上記1、2の発令をするために、避難指示等マニュアルを作成する。
- 4 市のみでは土砂災害の危険性が判断できない場合、市は天竜川上流河川事務所及び伊那建設事務所と協議した上で、総合的に危険度を判断し、避難情報の伝達を行う。
- 5 市は土砂災害の前兆現象を把握した場合、天竜川上流河川事務所及び伊那建設事務所に連絡し、情報の共有を図る。

(記載例)

非常通信通報用紙

				自局名等	駒ヶ根市			
種類	ヒゼウ	字数	(電報形式のみ)	受付	(発信人からの受領時刻) 時 分			
あて名 長野市大字南長野字幅下 692-2 長野県災害対策本部長 殿 電話 026-232-0111								
記事								
地震による	家屋の倒壊	多数、人命	救助のため					
自衛隊の派遣	を要請する。	」	駒ヶ根市長					
受信終了時		から受信		送信開始時刻		へ送信		
時 分	受信者			時 分	送信者			

発信人	駒ヶ根市長	電話	0265-83-2111
(住所)	駒ヶ根市赤須町 20 番 1 号		

- 種類 実際の災害のときは、「ヒゼウ」と記載するが訓練のときは空欄とすること。
- 字数 本文の字数を記載すること。ただし文書形式（漢字交じり）の場合は空欄とすること。
- 受付時分 24時間制により記載すること。
- 記事 中継者は、自局名等を順次記載すること。(発信人から自局までの中継ルートをすべて記載すること。)
- その他 ① 本文末尾に、発信人名を簡略に記載すること。  
 ② 訓練のときは、記事及び本文の冒頭に「訓練」または「クンレン」と記載すること。  
 ③ 自局名等欄は、報告の際必ず記載すること。

## 第2節 災害情報の収集・連絡活動

共通対策編 第3章 第2節に同じ

## 第3節 非常参集職員・災害対策本部の活動

### 実施担当班：(総括)総務対策部危機管理班 全部全班

災害発生のおそれがあるときまたは災害が発生したときは、職員による迅速な配備活動を行うとともに、災害の状況により災害対策本部の設置等を行う。

#### 主な活動

- 迅速な職員の非常参集を行う。
- 災害の状況により災害対策本部の設置等を行う。

### 第1 駒ヶ根市災害対策本部

#### 1 駒ヶ根市災害対策本部の設置時期

市長は、以下に示す場合で、必要と認めるときは、災害対策基本法第23条及び水防法第4条の規定により、駒ヶ根市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）及び水防本部を設置する。

- (1) 気象業務法に基づく暴風・大雨・洪水等の警報の1以上が発表され、応急対策の必要が認められたとき。
- (2) 国土交通大臣又は県知事が水防警報を発表し、応急対策の必要が認められたとき。
- (3) 市域に重大な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

#### 2 災害対策本部の位置

災害対策本部は、原則として市役所大会議室に置く。ただし、警戒配備等でその必要がないときは、2階総務部に置くことができる。また、市役所が被災したときは、市長が指定する場所に置く。

#### 3 災害対策本部の廃止

災害の発生するおそれがなくなったと認められたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したときは、災害対策本部を廃止する。

#### 4 設置及び廃止の通知

災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を通知又は公表する。

災害対策本部の設置及び廃止の通知及び公表の方法等

通知及び公表先	通知及び公表の方法	担当班
庁内各部班	庁内放送又は駒ヶ根市グループウェア	総務対策部危機管理班
県（上伊那地域振興局）	電話その他迅速な方法	総務対策部危機管理班
県警（駒ヶ根警察署）	防災行政無線、電話その他迅速な方法	総務対策部危機管理班
指定公共機関等	電話その他迅速な方法	総務対策部危機管理班
市民	広報車、防災行政無線、音声告知放送、ホームページ等	総務対策部危機管理班、 総務対策部総務班
報道機関	口頭又は文書	総務対策部総務班

## 第2 災害対策本部の組織、運営等

災害対策本部の組織運営及び事務分掌は、駒ヶ根市の各行政組織における平常時の事務及び業務を基準とし、災害に即応できるよう定める。更に、防災活動の基本方針を協議決定するため、本部会議を災害対策本部の下に設置し、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

### 1 災害対策本部組織

#### (1) 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織は、共通対策編第3章第1節「災害対策本部の編成及び事務分掌」に示すとおり構成する。

#### (2) 本部長及び副本部長

- ア 市長を本部長とし、副本部長は副市長及び教育長をもって充てる。
- イ 本部長に事故があるときは、副市長が本部長の職務を代理する。
- ウ 副市長の代理は総務部長が行なうものとする。

#### (3) 本部員

災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、駒ヶ根市組織条例（昭和29年駒ヶ根市条例第5号）第2条に規定する部の部長、技監、教育次長、議会事務局長をもって充てる。

#### (4) 本部会議

- ア 本部長は、災害対策本部を設置したときは、直ちに、本部会議を設置する。
- イ 本部会議は、本部長、副本部長、本部員及び本部長が指名する者をもって組織する。

#### (5) 現地災害対策本部

- ア 本部長は、必要があると認めるときは、災害地に現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を置く。
- イ 現地本部長は副本部長又は本部員のうちから、現地本部員は本部員又は本部職員のうちから、現地本部職員は本部職員のうちから本部長が指名する。

(6) 災害対策本部等の標識等

災害対策本部等が設置されたときは、標識を掲げる。

## 2 災害対策本部会議の開催

本部長は、災害に関する情報を分析し、災害対策本部の基本方針を決定するため、本部会議を開催する。

(1) 報告事項

副本部長及び本部員は、直ちに災害対策本部に参集し、各部の配備体制と緊急措置事項を報告する。

(2) 協議事項

ア 災害対策本部の配備体制の切替え及び廃止に関すること。

イ 自衛隊、県及び他の市町村への応援派遣要請に関すること。

ウ 災害対策経費の処理に関すること。

エ 災害救助法の適用の意見に関すること。

オ その他災害対策の重要事項に関すること。

## 第3 配備体制の基準

### 1 配備区分及び発令基準

配備区分及び発令基準は、次のとおりとする。

配備区分	発令基準	処理事項
第1次配備	1 市域に土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報が発表されたとき。 2 長野地方気象台が大雨警報、洪水警報等を発表し、市長が必要と認めたとき。 3 国土交通大臣又は県知事が水防警報を発表したとき 4 その他市長が必要と認めたとき。	1 情報の収集及び関係機関等との連絡 2 危険箇所等のパトロール
第2次配備	1 市域に局地的な災害が発生したとき。 2 市内全域にわたり重大な災害の発生が予想されるとき。 3 長野地方気象台より大雨、暴風の特別警報発表に関する情報の事前提供があったとき 4 その他市長が必要と認めたとき。	1 危険地域又は被災地域の被害状況等の調査 2 危険地域の災害予防措置 3 被災地の応急対策の実施
第3次配備	1 市内全域にわたり重大な災害が発生したとき。 2 大雨、暴風の特別警報発表時 3 その他市長が必要と認めたとき。	本部の全機能をあげて災害応急活動等を実施

## 2 配備人員

配備人員の基準は、次のとおりとする。

### (1) 第1次配備体制

対策部	対策班	配備 人数	要員
技監、駒ヶ根市組織条例（昭和29年駒ヶ根市条例第5号）第2条に規定する部の部長、教育次長、議会事務局長			
総務部	危機管理課	5	課長、地域防災係、消防交通安全係
産業部	農林課	4	課長、農地係長、農政係長、耕地林務係長
建設部	建設課	3	課長、監理係長、道路河川係長
	都市計画課	4	課長、調整幹、都市計画係長、建築担当幹
	上下水道課	6	課長、調整幹、維持管理担当幹、業務係長、給水管理担当幹、下水道係長

### (2) 第2次、第3次配備体制

対策部	対策班	出先等	第2次 配 備 職員数 (人)	要員	第3次 配 備
総務 対策部	総務班		6	課長 行政管理係長兼車両管理係長 人権・男女共同参画推進室長 職員係長 秘書広報室長 秘書広報室係員1名	全職員
	中沢地区対策班		1	支所長	全職員
	東伊那地区対策班		1	支所長	全職員
	企画振興班		5	課長 企画調整係長 地域振興係長 少子化対策係長 DX戦略室長	全職員
	財政班		3	課長 財政係長 契約財産係長	全職員
	税務班		5	課長 収税係長 市民税係長 資産税係長 債権管理室長	全職員
	危機管理班		5	第1次配備要員	全職員

対策部	対策班	出先等	第2次 配 備 職員数 (人)	要員	第3次 配 備
	会計班		2	会計管理者 会計室長	全職員
民生 対策部	福祉課		4	課長 高齢福祉係長 社会福祉係長 障がい福祉係長	全職員
		福祉企業センター	1	所長	全職員
	地域保健班		6	課長 地域ケア係長 介護予防係長 健康長寿係長 ワクチン接種対策調整幹 ワクチン接種対策室長	全職員
	市民班		3	課長 市民係長 国保医療係長	全職員
	生活環境班		3	課長 環境保全係長 環境衛生係長	全職員
産業 対策部	農林班		7	第1次配備要員 耕地林務係3名	全職員
	商工観光班		6	課長 山岳高原政策調整幹 工業係長 商業係長 移住・交流推進室長 観光係長	全職員
建設 対策部	建設班		6	第1次配備要員 地籍調査係長 伊駒アルプスロード推進担 当幹 指定職員1名	全職員
	都市計画班		4	第1次配備要員	全職員

対策部	対策班	出先等	第2次 配 備 職員数 (人)	要員	第3次 配 備
	上下水道班		9	第1次配備要員 指定職員2名	全職員
教育 対策部	子ども班		6	課長 教育総務係長 子育て家庭教育係長 母子保健係長 幼児教育係長 学校教育係長	全職員
		赤穂小学校	1	嘱託職員	全職員
		赤穂東小学校	1	嘱託職員	全職員
		赤穂南小学校	1	嘱託職員	全職員
		中沢小学校	1	嘱託職員	全職員
		東伊那小学校	1	嘱託職員	全職員
		赤穂中学校	1	嘱託職員	全職員
		東中学校	1	嘱託職員	全職員
		赤穂学校給食センター 竜東学校給食センター 赤穂南学校給食センター	1	所長	全職員
		北割保育園	1	園長	全職員
		美須津保育園	1	園長	全職員
		赤穂保育園	1	園長	全職員
		飯坂保育園	1	園長	全職員
		経塚保育園	1	園長	全職員
		すずらん保育園	1	園長	全職員
		中沢保育園	1	園長	全職員
		東伊那保育園	1	園長	全職員
		赤穂南幼稚園	1	園長	全職員
		下平幼稚園	1	園長	全職員
		つくし園	1	園長	全職員

対策部	対策班	出先等	第2次 配 備 職員数 (人)	要員	第3次 配 備
	社会教育班		4	課長 生涯学習係長 スポーツ振興係長 文化係長	全職員
		赤穂公民館	2	館長、係長	全職員
		中沢公民館	1	館長又は主事	全職員
		東伊那公民館	1	館長又は主事	全職員
議会対策部	議会班		3	全職員	全職員

### 3 配備の方法

#### (1) 勤務時間内における配備

ア 各部長は、配備指令により、直ちに平常業務を中止し、あらかじめ定めた職員を配置につけ、警戒活動又は応急対策活動を命令する。

イ 配備についての職員は、上司の命令に従い、直ちに警戒活動又は応急対策活動を実施する。

#### (2) 勤務時間外における配備

ア 各部長は、配備指令により、あらかじめ定めた職員を動員する。

イ 動員命令を受けた職員は、直ちに所属する部課に参集する。

ウ 各部長は、職員の参集状況に応じ、順次応急対策活動班を編成する。ただし、緊急やむを得ない場合は、あらかじめ定められた者以外の職員を指名して配備につけ、応急活動を命ずることができる。

エ 動員命令の伝達は、本部連絡員を通じ、各部署で事前に定めた連絡方法によって伝達する。

オ あらかじめ定められた者以外の職員についても、気象業務法に基づく警報（大雨、洪水等）が発令された場合は、自宅待機を原則とする。

### 4 動員の原則

#### (1) 事前命令による動員

各部長は、配備指令に基づき、動員を実施する。

#### (2) 特別な命令による動員

本部長は、交通が途絶し、職員の所属勤務先への参集が困難であると認めた場合は、直近支所等へ動員を命ずることができる。

この場合の伝達は、あらかじめ定めた動員指令の伝達方法のほか、あらゆる手段をもって行う。

## 5 参集時の留意事項

### (1) 参集者の服装・携行品

防災服（防災服によりがたい場合は応急活動に便利で安全な服装）とし、ヘルメット、帽子、手袋、タオル、水筒、食料品、筆記具、懐中電灯、携帯ラジオ、応急医薬品等を携行する。

### (2) 参集途上の緊急措置

職員は、参集途上において火災あるいは人身事故等に遭遇した時は、付近住民に協力し、消火・救命を第一とするとともに、消防署等へ通報する。

### (3) 被害状況等の報告

職員は、参集途上で知り得た被害状況等を、危機管理課長又は参集場所の指揮者に報告する。

## 6 配備状況等の報告

各部長は、配備指令に基づき職員の配備を完了したときは、速やかに配備活動状況、災害情報等について把握し、本部長に報告する。

### 配備指令発令様式

危機管理課より、お知らせします。	
①	1. ○○地域に、○○のため、○○発生のおそれがあります。 2. ○○地区に、○○が発生しました。
このため、○日○時○分、	
②	「第○次配備」が発令されました。指定職員は、直ちに参集し、災害応急対策活動に従事してください。
なお、災害に関する情報は、直ちに報告してください。	

(注1) ①は、時刻、地域、地区、原因、災害の種類等について、具体的かつ簡潔に言うこと。

(注2) 同じ内容を3回繰り返すこと。

## 第4 防災中枢機能等の確保

### 1 組織としての機能の確保

本部長が不在等でその職務が遂行できないときは、副本部長がその職務を代理する。また、副本部長も不在等でその職務を代理できない時は、総務対策部長が代理する。

### 2 拠点としての機能の確保

本部となる市庁舎に重大な被害を受け、その機能を果たせないときは、市民体育館等の応急

対策に支障をきたさない公共施設を選定し、災害対策本部長が指定する。

市庁舎は、防災拠点の中核である。その機能が十分果たせるよう、非常用発電機等の設備の維持管理に努める。

(1) 通信手段の確保

災害発生直前対策に基づき、無線設備の点検、機器の準備及び発電機の燃料等について準備をする。

(2) 自家発電設備の確保

停電に備え、自家発電設備の再点検、燃料の確認等を行い、電源の確保を図る。

ア 自家発電設備の容量

発電機出力	燃料種別	燃料容量	連続稼働時間
200kVA	軽油	830 <small>リットル</small>	18 時間

イ 自家発電機設備により使用できる機器

- (ア) 庁舎（自動切替え、ただし、動力については、手動選択停止）
- (イ) 市民体育館（手動切替え、ただし、照明のみ）
- (ウ) 市営グラウンド（手動切替え、ただし、南側と東側の新設照明柱2基）

(3) 飲料水、食料の確保

受水槽を満水にするよう努めるとともに、発災後は水洗トイレ等への給水を制限し、飲料水の確保に努める。

職員のための食料の確保を行う。

### 3 災害対策本部の運営上必要な資機材等の確保

- (1) 災害対策図板の設置
- (2) 被害状況図板の設置
- (3) 携帯ラジオ及びテレビの確保
- (4) 懐中電灯等照明用具の確保
- (5) その他必要資機材の確保

## 第5 災害救助法が適用された場合の体制

市の地域に災害救助法が適用されたときは、市長は知事から救助の一部を委任されたものについて、直ちに救助事務を行うものとし、必要に応じ知事と連絡をとる。

## 第4節 広域相互応援活動

共通対策編 第3章 第3節に同じ

## 第5節 ヘリコプターの運用計画

共通対策編 第3章 第4節に同じ

## 第6節 自衛隊災害派遣活動

共通対策編 第3章 第5節に同じ

## 第7節 救助・救急・医療活動

共通対策編 第3章 第6節に同じ

## 第8節 水防活動

**実施担当班：上伊那広域消防本部  
総務対策部危機管理班**

災害時における消防・水防活動が迅速かつ適切に実施できるように出動体制の整備、応援協力体制の確立その他活動の実施に必要な事項を定め被害の軽減を図る。

### 主な活動

- 洪水等による水害を防止するため、監視、警戒及び水防作業等の水防活動を行う。

#### 第1 出動体制

水防計画に定める出動体制とする。

#### 第2 監視・警戒活動

水防区域の監視・警戒を厳重にし、状況の把握に努める。

#### 第3 通報・連絡

監視・警戒活動によって異常箇所を発見したときは、直ちに施設の管理者等へ通知するとともに、水防活動に必要な人員及び資機材を確保する。

#### 第4 水防活動の実施

決壊箇所又は危険な状態になった箇所に対し、できる限り氾濫等による被害が拡大しないように、その応急措置として、現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、迅速かつ適切な水防活動を実施する。

また、重機による水防活動が必要な場合等においては、必要に応じて、建設業者等の協力を得る。

## 第5 応援による水防活動の実施

- 1 速やかな被害状況等の把握を行い、その状況から自らの水防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予想される等緊急の必要があると認めるときは、他の市町村等に対する応援要請等を共通対策編第3章第3節「広域応急応援活動」及び共通対策編第3章第5節「自衛隊災害派遣活動」により行う。
- 2 ヘリコプターの支援を求めようとするときは、共通対策編第3章第4節「ヘリコプターの運用計画」により要請する。

## 第6 ダム・水門等の水防活動

洪水時又は洪水のおそれがあると認めたとき、また施設からの放流の影響が大きくなる場合は、下流域の水防管理者及び施設管理者等へ迅速に通報する。

### 1 洪水警戒時及び洪水時における措置

ダム等の巡視を随時行うものとし、異常が生じた場合は、速やかに施設管理者に報告する。

### 2 緊急時の措置

施設に破損の危険が生じた場合等は、速やかに施設管理者及び下流域の被害を及ぼす範囲の水防管理者、その他関係機関へその状況を通報する。

## 第9節 要配慮者に対する応急活動

共通対策編 第3章 第8節に同じ

## 第10節 緊急輸送活動

共通対策編 第3章 第9節に同じ

## 第11節 障害物の処理活動

共通対策編 第3章 第10節に同じ

## 第12節 避難受入れ活動

共通対策編 第3章 第11節に同じ

## 第13節 孤立地域対策活動

共通対策編 第3章 第12節に同じ

## 第14節 食料品等の調達供給活動

共通対策編 第3章 第13節に同じ

## 第15節 飲料水の調達供給活動

共通対策編 第3章 第14節に同じ

## 第16節 生活必需品の調達供給活動

共通対策編 第3章 第15節に同じ

## 第17節 保健衛生、感染症予防活動

共通対策編 第3章 第16節に同じ

## 第18節 遺体の捜索及び処置等の活動

共通対策編 第3章 第17節に同じ

## 第19節 廃棄物の処理活動

共通対策編 第3章 第18節に同じ

## 第20節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動

共通対策編 第3章 第19節に同じ

## 第21節 危険物施設等応急活動

共通対策編 第3章 第20節に同じ

## 第22節 上水道施設応急活動

共通対策編 第3章 第21節に同じ

## 第23節 下水道施設応急活動

共通対策編 第3章 第22節に同じ

## 第24節 通信・放送施設応急活動

共通対策編 第3章 第23節に同じ

## 第25節 その他ライフライン施設応急活動

共通対策編 第3章 第24節に同じ

## 第26節 災害広報活動

共通対策編 第3章 第25節に同じ

## 第27節 土砂災害等応急活動

共通対策編 第3章 第26節に同じ

## 第28節 建築物災害応急活動

共通対策編 第3章 第27節に同じ

## 第29節 道路及び橋梁応急活動

共通対策編 第3章 第28節に同じ

## 第30節 河川施設等応急活動

**実施担当班：建設対策部建設班  
産業対策部農林班**

風水害等による被害を軽減するため水防活動を実施するとともに、県、防災関係機関等と協力して河川施設の応急復旧に努める。

### 主な活動

- 伊那建設事務所等の関係機関の協力を得て、応急復旧を実施する。
- 適正な水門等管理を行い被害の拡大防止に努める。

### 第1 河川施設等応急対策

#### 1 情報の収集

伊那建設事務所等の関係機関と連携し、危険箇所等を重点パトロールするとともに、市民からの情報提供を促し、積極的な情報収集を行う。

#### 2 避難誘導

災害の状況等を市民に伝達するとともに、必要に応じて危険地域の市民への避難指示等の応急活動を実施する。

#### 3 被害拡大の防止措置

- (1) 伊那建設事務所等の関係機関と連携し、水防活動を実施する。
- (2) 土地改良区等の水門管理者に対して、適切な操作を指示する。
- (3) 国・県等の河川管理者に対し、応急復旧工事の実施を要請する。
- (4) 災害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て従前の河川の機能を回復させる。

### 第2 関係団体との協力

応急活動の実施にあたっては国、県の河川管理者及び土地改良区等の関係団体との通報連絡体制等、協力体制をとり実施する。

### **第31節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動**

共通対策編 第3章 第29節に同じ

### **第32節 ため池災害応急活動**

共通対策編 第3章 第30節に同じ

### **第33節 農林水産物災害応急活動**

共通対策編 第3章 第31節に同じ

### **第34節 文教活動**

共通対策編 第3章 第32節に同じ

### **第35節 飼養動物の保護対策**

共通対策編 第3章 第33節に同じ

### **第36節 ボランティア等の受入体制**

共通対策編 第3章 第34節に同じ

### **第37節 労務供給計画**

共通対策編 第3章 第35節に同じ

### **第38節 義援物資、義援金の受入体制**

共通対策編 第3章 第36節に同じ

### **第39節 災害救助法の適用**

共通対策編 第3章 第37節に同じ